

5 遺留分

弁護士 茶木 真理子

Q5-1 遺留分とは

私の父親が亡くなりました。母親は既に他界しており、私には兄が一人います。父親は、生前、「自分の全ての財産をAさんに遺贈する」との遺言書を書いていました。私は、父親の財産を何も相続できないのでしょうか。

A5-1

いいえ。あなたにも遺留分という権利があります。あなたの場合は、お父さんの遺産のうち4分の1の遺留分が認められます。

解説

1 「遺留分」とは、被相続人の相続財産の中で、法律上、その取得が一定の相続人に留保されていて、被相続人による自由な処分(贈与・遺贈)に制限が加えられている持分的利益をいう¹⁾。

本来、被相続人は自己の財産を自由に処分することができるはずである。他方で、被相続人によって扶養されている相続人の生活保障や家族財産の公平な分配を図る必要もある。そこで、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護という相対立する要求の妥協・調整を行うのが遺留分制度である。

2 遺留分を有する相続人(遺留分権利者)は、被相続人の配偶者、直系卑属、直系卑属がない場合の直系尊属である。一方で、兄弟姉妹には遺留分はない(民1028条)。また、相続欠格、廃除、相続放棄により相続権を失った場合には、遺留分も失う。ただし、相続欠格・廃除の場合は、代襲相続により、その直系卑属が遺留分を取得する(民1044条、887条2項、3項)。相続放棄の場合は代襲相続が開始しないので、次順位の相続人が遺留分権利者となる。

遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合は被相続人の財産の3分の1が、それ以外の場合は被相続人の財産の2分の1が遺留分となる。さらに、各相続人の有する個別的な遺留分の割合は、これに各相続人の法定相続分の割合を乗じたものとなる。

よって、Qのケースでは、遺留分の割合である2分の1に法定相続分の2分の1を乗じた4分の1が相続

者の個別的な遺留分の割合となる。

3 遺留分は放棄することも可能であるが、相続開始前に遺留分を放棄するには家庭裁判所の許可が必要となる(民1043条1項)。これに対し、相続開始後は、相続人は自由に遺留分を放棄することができる。なお、遺留分の放棄があっても、他の相続人の遺留分には影響を与えない(同条2項)。

Q5-2 遺留分の算定

Q1のケースで、父は生前、私に対し、私が自宅を購入するための資金を贈与してくれていました。また、父には、債務があります。この場合、父の遺言書によって、私の遺留分がいくら侵害されたのかを算定する方法を教えてください。

A5-2

抽象的な遺留分の割合のみでは、具体的な遺留分侵害額を確定することはできません。解説で述べる方法により、生前贈与や債務を考慮して、遺留分侵害額を算定する必要があります。

解説

1 遺留分侵害額を算定するにあたっては、遺留分算定の基礎となる財産額を確定させる必要がある。遺留分算定の基礎となる財産額は、以下のとおり、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に贈与財産の価額を加え、ここから相続債務の全額を差し引いて算出する。

$$\begin{aligned} & \text{(被相続人が相続開始時に有していた財産の価額)} \\ & + \text{(贈与財産の価額)} - \text{(相続債務の全額)} \\ & = \text{遺留分算定の基礎となる財産額} \end{aligned}$$

ここで加算される贈与は限定されており、①相続開始前の1年間にされた贈与(民1030条前段)、②遺留分権利者に損害を加えることを知ってなした贈与(同条後段)、③不相当な対価でなされた有償処分(民1039条)、④特別受益に該当する贈与がこれにあたる。①の「1年間」かどうかの基準になるのは、贈与の「履行時」ではなく「契約時」と解されている。②の「損害を加えることを知って」とは、遺留分を侵害する認識があればよく、加害の意図までは不要である。④については、時期的な限定なく、また、損害を加えることの認識の有無を問わず、すべて加算される(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。

また、基礎となる財産の評価基準時は、相続開始

時とされている。

- 2 次に、各相続人の遺留分額を、以下の計算式により確定させる。

$$\begin{aligned} & \text{(遺留分算定の基礎となる財産額)} \\ & \times \text{(個別的遺留分割合)} = \text{各相続人の遺留分額} \end{aligned}$$

- 3 最後に、遺留分侵害額を以下の計算式により算定する(最判平成8年11月26日民集50巻10号2747頁)。

$$\begin{aligned} & \text{(遺留分額)} \\ & - \text{(特別受益額} + \text{相続によって得た額)} \\ & + \text{(遺留分権利者が負担すべき債務額)} \\ & = \text{遺留分侵害額} \end{aligned}$$

- 4 なお、「遺留分減殺請求訴訟における遺留分算定について」(判タ1345号34頁)で紹介されている計算シートを使用すれば、容易に遺留分侵害額を算定することができるので、参考にされたい。

Q5-3 遺留分減殺請求権

Q1のケースで、私は、Aさんに対して、遺留分が侵害されたことを主張したいと思いますが、どのような方法によればいいのでしょうか。また、Aさんとの間で紛争になった場合、どうやって解決すればよいのでしょうか。

A5-3

Aさんに対し、遺留分減殺請求を行うことになりませう。これに対し、Aさんが争ってきた場合には、まず家庭裁判所で調停を行い、それでも解決できない場合は、民事訴訟で解決することになります。

解説

1 遺留分減殺請求権

遺留分を侵害する遺贈又は贈与により、遺留分権利者である相続人の現実に取得する財産の価額が遺留分に満たない場合、遺留分権利者は、遺留分を保全するために必要な限度で、遺贈及び贈与の減殺を請求することができる(民1031条)。これを遺留分減殺請求権という。

この遺留分減殺請求権の法的性質については、判例は、形成権説に立っている(最判昭和41年7月14日民集20巻6号1183頁)。形成権説によれば、いったん権利の行使がなされた以上、遺留分を侵害する贈与・遺贈の効力は消滅し、目的物上の権利は当然に

遺留分権利者に帰属する。贈与・遺贈された目的物の一部につき減殺された場合は、遺留分権利者と受贈者・受遺者との間に共有関係が生じる。

2 遺留分減殺請求権の行使

遺留分減殺請求の相手方は、減殺の対象となる贈与・遺贈を受けた者(受贈者・受遺者)及びその包括承継人である。また、受贈者から贈与の目的物を譲り受けた者も、譲渡の時に遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、相手方となる(民1040条但し書き)。

遺留分減殺請求権の行使は、意思表示の方法によればよく、裁判上の請求による必要はない。遺産分割協議の申し入れや遺産分割の調停・審判の申立てに遺留分減殺の意思表示が含まれているかについては、最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁は「遺留分減殺請求権を有する相続人が、遺贈の効力を争うことなく、遺産分割協議の申し入れをしたときは、特段の事情のない限り、その申し入れには遺留分減殺の意思表示が含まれていると解するのが相当である」と判示している。

3 減殺の順序

減殺を受ける贈与と遺贈が併存する場合は、減殺の順序が問題となる。複数の遺贈及び贈与が存在するときは、まず遺贈から減殺し、それでも不足のときに贈与を減殺する(民1033条)。遺贈が複数あるときは、遺言者が遺言に別段の意思を表示していないときは、遺贈の価額の割合に応じて減殺する(民1034条)。贈与が複数あるときは、相続開始時に近い贈与から始め、順次さかのぼる(民1035条)。

問題となるのは、死因贈与と「相続させる」旨の遺言がある場合である。前者は、遺贈に次いで、生前贈与より先に、遺留分減殺の対象とすべきであるとされ、後者は遺贈と同視できると解されている²(東京高判平12年3月8日判タ1039号294頁)。

4 紛争解決方法

遺留分をめぐる事件は、「家庭に関する事件」として家庭裁判所の調停を行うことができる(家事手続法244条)。そして、調停前置主義により、地方裁判所又は簡易裁判所へ訴えを提起する前に、まず家庭裁判所の調停を経なければならない(同法257条)。調停不成立の場合には、民事訴訟で解決することになる(一般調停事件、同法272条3項)。

Q5-4 現物返還と価額弁償

私の父は、私に事業を承継させることを意図して、

事業用資産を長男である私一人に相続させる遺言を遺していました。私は、他の兄弟から遺留分減殺請求を受けているのですが、事業用資産の現物に代わって、金銭で弁償することは可能でしょうか。

A5-4

現物返還が原則ですが、価額で弁償することも許されます(民1041条)。

解説

Q3の解説でも述べたとおり、遺留分減殺請求権が行使されると、遺留分を侵害する贈与・遺贈の効力は消滅し、目的物上の権利は当然に遺留分権利者に帰属する。贈与・遺贈された目的物の一部につき減殺された場合は、遺留分権利者と受贈者・受遺者との間に共有関係が生じるところ、この共有状態は共有物分割手続によって解消することとなる。

ところが、現物返還の原則を貫くと、例えば事業用資産が分割されてしまうなど被相続人の意思が尊重されない結果が生じるので、これを回避するため民法では価額で弁償することを認めている。

Q5-5 遺留分減殺請求権の消滅時効

遺留分減殺請求権に時効はありますか。

A5-5

あります。遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年で、時効により消滅します(民1042条前段)。また、相続開始時から10年を経過した場合も消滅します(同条後段)。

解説

時効の起算点となる「減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時」の解釈については、争いがある。遺留分権利者が単に相続開始および贈与・遺贈があったことを知るだけでなく、それらが遺留分を侵害して減殺することができるということまで知ることを要するというのが判例の立場である(最判昭57年11月12日民集36巻11号2193頁)。

- 1 片岡武・菅野眞一編著『新版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』(日本加除出版株式会社、2013年)443頁
- 2 同479頁

参考文献

- 山下寛ら「遺留分減殺請求訴訟を巡る諸問題(上)」判タ150号21頁以下、同「遺留分減殺請求訴訟を巡る諸問題(下)」判タ1252号28頁以下
 松原正明『全訂判例先例相続法Ⅱ』(日本加除出版、2006年)